

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

平成十八年十二月十五日

国土交通省令第百十号

最終改正 令和六年十二月二十七日

国土交通省令第百九号

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十一号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十二条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条第二項に規定する便房（以下この条及び第十二条の三第一項において「水洗器具を設けた便房」という。）のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれ

		ら以外の便所の位置、劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の位置、誘導基準適合車椅子使用者用部分（同令第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分をいう。以下この条において同じ。）の位置、幅及び奥行き、誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けられる同伴者用の座席又はスペースの位置、同令第三条第一項に規定する車椅子使用者用経路の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（同令第十三条第一号の車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	客席	誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

(移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等)

第十二条の二 法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分

三 当該旅客施設の名称及び位置

四 当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由

2 前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第十二条の三 法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、水洗器具を設けた便房のある便所及び床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置

縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び水洗器具を設けた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

2 前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告）

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

（移動等円滑化経路協定の認可の基準）

第二十一条 法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十四条の二第三項の移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針又は法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、これらの基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するもので

あつてはならない。

（移動等円滑化経路協定の認可等の公告）

第二十二條 第二十條の規定は、法第四十三條第二項（法第四十四條第二項、第四十五條第四項、第四十七條第二項又は第五十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（立入検査の証明書）

第二十五條 法第五十三條第六項の立入検査をする職員（国の職員を除く。）の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

附 則（略）

第3号様式(第8条関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、
特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付
図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

1 特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕			
〔延べ面積〕	m ²		
〔敷地面積〕	m ²		
〔建築面積〕	m ²		
〔建築物の階数〕	階		
〔構造方法〕	造	一部	造
〔主要用途〕			
〔用途別床面積〕			
用途(	)床面積(	m ²)	階()
(	)	m ²)	()
(	)	m ²)	()
(	)	m ²)	()
(	)	m ²)	()
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕			
〔工事種別〕			

〔確認の特例〕

法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無〈有・無〉

(注意)

1. 〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条及び第5条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、(階)の部分には、当概用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合はそのすべての階)を記入してください。
2. 〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度とする。)を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第22条の2第5項において準用する法第19条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。
3. 〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。
4. 〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

(第三面)

2 建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

① 出入口

		平面図 番号等	段のある 出入口
多数の者が利用する出入口(直接地上へ通ずる出入口を除く。)	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

② 廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。
2. 突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。
3. 廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添

付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第四面)

③ 階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④ 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

(注意)

1. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

(第五面)

⑤ エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		か ご 内	乗降ロビー

音声により情報を提供する装置			
----------------	--	--	--

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

(第六面)

⑥ 便所

階	便所の総数	便房の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
多数の者が利用する便所(以下に掲げるものを除く。) 車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房のある便所 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所		

(注意)

1. 便所の総数の欄には、多数の者が利用する便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所)の総数を、便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所)にある便房(車椅子使用者用便房を含む。)の総数を、それぞれ記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

(第七面)

⑦ 客席

客席の名称	客席に設ける座席の数	誘導基準適合 車椅子使用者用部分の数

	平面図番号等	縦断面図番号
誘導基準適合車椅子使用者用部分		

(注意)

1. 客席に設ける座席の数の欄には、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席に設ける座席の数を、客席ごとに記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該各階平面図内に記入した誘導基準適合車椅子使用者用部分の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該誘導基準適合車椅子使用者用部分から舞台等まで引いた可視線を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑧ 客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

(注意)

1. 客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。
2. 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室の記号等を記入してください。

(第八面)

⑨ 敷地内の通路

	配置図	縦断面図番号
段		
傾斜路		

(注意)

1. 配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
2. 敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。
3. 地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑩ 駐車場

駐車施設の総数	車椅子利用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子利用者用駐車施設	

(注意)

1. 駐車施設の総数の欄には、多数の者が利用する全駐車場(特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全駐車場)の駐車施設の数(車椅子利用者用駐車施設数を含む。)の合計を記入してください。
2. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子利用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子利用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子利用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

(第九面)

⑪ 浴室等

	平 面 図 番 号 等	構 造 詳 細 図 番 号
車椅子利用者用浴室等		

(注意)

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子利用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑫ 案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有 ・ 無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。
2. 案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を○印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

(第十面)

3 建築物特定施設の維持保全に関する事項

(1) 維持保全に関する責任範囲及び実施体制

1 所有者の氏名又は名称	
2 管理者の氏名又は名称	
3 維持保全責任者の氏名又は名称	
4 維持保全業務の委託 (① 委託先の名称) (② 委託業務内容)	す る ・ し ない
5 維持保全計画の作成予定等	

(注意)

1. 1欄から4欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定の場合は空欄にしておいてください。
2. 4欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。
3. 5欄は、1欄から4欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 維持保全業務の概要

建築物特定施設	維 持 保 全 業 務 の 内 容

(注意)

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

(第十一面)

4 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内 訳	金 額(百万円)
支 出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 〇〇〇	
	計	
収 入	自己資金 借入金 (借入先) 〇〇〇	()
	計	

5 特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

第4号様式(第10条第2項関係)(日本産業規格A列4番)

認 定 通 知 書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) (確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事又は
建築副主事の職氏名)

殿

所管行政庁 印

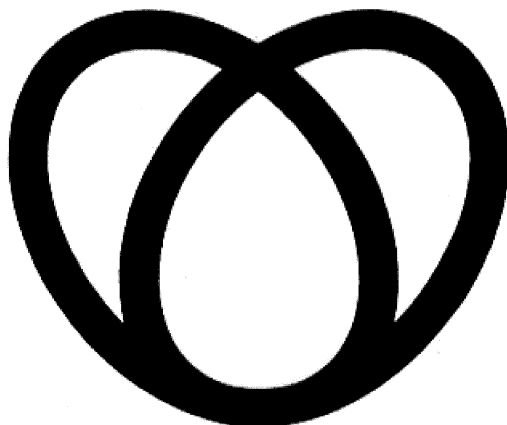
下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 特定建築物の位置
- 3. 特定建築物の概要
 - ① 主要用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項

(※)は法第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

第5号様式(第12条第2項関係)



(注意)

1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
2. 増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

第7号様式(第25条関係)(日本産業規格A列6番)
(表)

____年____月____日発行第____号(____年____月____日まで有効)

職	氏	生 年 月 日

刻
印

(写真)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律第53条第6項の規定による
立 入 検 査 証
_____(発行権者)_____印

(裏)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二條の二第四項の認定を受けた計画(同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。